

丹波篠山市環境保全条例の一部改正パブリックコメントの趣旨と回答

受付期間 令和2年7月31日から9月4日まで

人数：5人

件数 12件

NO	提出意見の概要	提出意見に対する市長の考え方
1	現在、鶏舎の問題が地区内で大変問題になっており、市長、市職員の皆様にご尽力には感謝している。しかしながら、私の住居が田畑に囲まれており、いつ鶏舎が建設されるかもしれないという不安がある。	丹波篠山市においては、これまで丹波篠山市環境保全条例施行規則（以下、「施行規則」といいます。）において家畜の種目別に住環境と畜産業の調和の観点から近隣住家からの規制距離を定めております。したがって、原則として規制距離の範囲内に指定家畜飼養施設を設置することはできません。今般の条例改正において「規制距離」等を市長が定める施行規則から条例で定めることにより、多くの市民や畜産関係者の皆様のご意見を適切に反映できる市議会においても「規制距離」等について議論できるようになります。
2	以前に規制距離が50メートルから100メートルに改正され、少し不安は軽減されたが、条例を守る気のない事業者には条例自体の効力に疑問が残る。	本条例の実効性確保のため、令和元年9月に本条例の一部改正を実施し、改善命令に従わない者に対する「氏名等の公表」を定めました。今般の条例改正により、今後も多くの市民や畜産関係者の皆様のご意見を適切に反映できる市議会においても「条例の実効性確保」及び「規制距離」等について議論できるようになります。
3	現在の罰則のない条例は、それを守る気のない事業者にとって、効果が限定的と思う。最大、営業停止の強制執行まで、付随した条例の制定を強く願う。	令和元年9月に本条例の実効性確保のため、新たに定めた「氏名等の公表」は県内においても厳しい条例であると認識しています。「営業停止の強制執行」「事業停止や強制撤去」まで条例化するには、畜産振興の観点から慎重かつ十分な議論が必要であると考えています。今般の条例改正により、今後も多くの市民や畜産関係者の皆様のご意見を適切に反映できる市議会においても「条例の実効性確保」等について議論できるようになります。
4	条例を守らなかった場合の罰則もきちんと検討していただきたい。氏名公表でも守らない場合は事業停止や強制撤去などの厳罰も必要である。	同上
5	規制距離に関し、定められているのが100メートルまでというのは大いに疑問です。現実には200メートル離れてようやく「臭い」の実害が薄まる。	今般の条例改正において「規制距離」等を市長が定める施行規則から条例で定めることにより、多くの市民や畜産関係者の皆様のご意見を適切に反映できる市議会においても「規制距離」及び「頭羽数の上限」等について議論できるようになります。

6	安心して暮らせる、家や土地の財産を守るためにも200メートル、300メートルと「暮らす人」を守る条例、規制にしていきたい。	同上
7	家畜経営規模が拡大傾向にあり、牛、豚、猪、鶏全てにおいての頭羽数の上限規制または現況〇〇頭羽数以上での距離制限の拡大も必要になるのではないか。	同上
8	条例改正については、意味のある大変結構なものであり大いに賛成します。しかし、条例を守らなければならないという事業者に対してしか効果を期待できないものである。	同上
9	条例に違反して改善勧告や命令を通達されても事業を継続する事業者に対しては、市が強制的に営業の停止させることができるようにするべきである。	同上
10	条例違反をしているにも関わらず、事業が継続していることは市が容認しているも同然である。	条例違反の事業者に対しては、これまで悪臭防止法に基づく改善勧告並びに（丹波）篠山市環境保全条例に基づく改善命令及び改善勧告を3度にわたり、発令しています。また、令和元年9月に本条例の実効性確保のため条例の一部改正を実施し、改善命令に従わない者に対する「氏名等の公表」を定めています。今後も、悪臭防止法及び丹波篠山市環境保全条例に基づいて適正かつ迅速に是正措置を講じて参ります。
11	家畜飼養施設は近隣住家だけでなく広い範囲に影響がでる。近隣住家の許可だけでなく、地域の代表者の同意が必要という改正はあるべきだと思います。	今般の条例改正は、新たに規制距離の範囲内であっても①近隣住家及び当該地域を代表する者の同意があるとき又は、②市長があらかじめ丹波篠山市環境審議会の意見を聴いた上で生活環境を侵害しないと認めるときは指定家畜飼養施設の設置（新築、増築、移転）が可能となる条例の一部改正をするものです。
12	施行規則に定められていたものを環境保全条例に規定されることは喜ばしいことです。	今般の本条例の一部改正により、住環境と畜産業の調和に努めて参ります。